

答申第43号

温泉掘削等許可台帳の部分開示決定に係る異議申立てに対する決定

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「温泉掘削等許可台帳（旧塩原町・那須町の温泉所在地、採取者の住所氏名）（以下「本件公文書1」という。）」及び「温泉掘削等許可台帳（過去10年間の温泉ボーリング許可に対する許可項目内容明細）（以下「本件公文書2」という。）」について、部分開示決定により非開示とした部分のうち、次の部分は開示すべきであるが、その他の部分については妥当である。

- ・本件公文書2中、温泉掘削許可の申請者の氏名及び住所

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成18年9月14日付けで、「温泉の所在地（旧塩原町、那須町）所有者の氏名住所、過去10年間の温泉ボーリング許可申請に対する許可項目内容明細」について、開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対して、実施機関は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成18年9月27日付けで部分開示決定を行った。

本件異議申立ての趣旨は、この部分開示決定について、その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び口頭による意見陳述における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

ア 異議申立人は、高齢者福祉施設に温泉を搬入し、高齢者に温泉入浴を楽しんでもらうボランティア活動を計画している。ボランティア活動とは、温泉所有者から温泉を譲り受け、無料で温泉を提供するものである。そのためには、温泉を提供してくれる温泉所有者の割り出しが必要であり、県に対して、温泉所有者の台帳の開示を求めたものである。県は、個人情報等を理由に非開示としているが、ボランティアのために使う場合には、特定の個人が識別されることがあっても、県は情報を公開すべきである。

イ 温泉が掘削された場合には、掘削地点の周辺の住民やその知人などに知れ渡っていることは事実である。既に、多くの人知っている情報を開示しないことはおかしいのではないか。

ウ 県による本件請求の拒否は、知事が高齢者への福祉という公約を掲げているのに、

異議申立人が行おうとしている高齢者への福祉活動を阻害するものであり、甚だ遺憾である。即時撤回されたい。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての対象文書について

温泉掘削等許可台帳は、本県の温泉の現況を把握し、温泉行政の円滑な運営を図るため、温泉行政事務処理要綱（昭和62年12月21日薬第227号衛生環境部長通知）第11条に基づき、実施機関が作成し、電磁的記録として保管しているものである。

温泉掘削許可の申請者から許可申請書が出された場合、実施機関は、県自然環境保全審議会温泉部会に諮問し、答申を受け、処分を決定する。掘削が許可され、湧出した温泉がいわゆる源泉である。その温泉を採取する者から住所氏名を記した採取届が提出される。温泉掘削等許可台帳には、源泉所在地、温泉掘削等許可の申請者や許可の内容、温泉採取者等について記録されることになる。

本件請求については、異議申立人からの請求趣旨が、請求した内容が分かるものであれば良いとのことから、温泉掘削等許可台帳から、旧塩原町、那須町の温泉所在地及び採取者の住所氏名並びに過去10年間の温泉掘削許可の申請者の住所氏名等の情報を抽出して、それぞれ、本件公文書1及び本件公文書2として作成したものである。

2 部分開示決定の理由について

本件公文書1及び本件公文書2には、温泉採取や温泉掘削許可に係る個人の氏名及び住所の情報が含まれている。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるため、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべき情報であると判断する。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件公文書について

(1) 本件公文書 1

本件公文書 1 は、温泉掘削等許可台帳に記録されている情報のうち、旧塩原町及び那須町における温泉の所在地と当該温泉の採取者に関する情報が抽出され、一覧表として作成されたものである。

本件公文書 1 には、旧塩原町及び那須町にある源泉の名称と所在地、温泉採取者の氏名及び住所が記載されている。

なお、当審査会が本件公文書 1 を見分したところ、温泉採取者は、氏名欄の記載内容から、法人等、個人事業主及び個人に区分することができ、そのうち法人等及び個人事業主の名称等及び所在地等については開示されている。

(2) 本件公文書 2

本件公文書 2 は、温泉掘削等許可台帳に記録されている情報のうち、過去 10 年間の旧塩原町及び那須町における温泉掘削許可の申請者の情報が抽出され、一覧表として作成されたものである。

本件公文書 2 には、温泉掘削許可の申請者（氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地）、申請地点及び申請内容が記載されている。

なお、当審査会が本件公文書 2 を見分したところ、温泉掘削許可の申請者は、申請者欄の記載内容から、法人等及び個人に区分することができ、法人等の名称及び所在地については開示されている。

3 具体的な判断

(1) 条例第 7 条第 2 号について

条例第 7 条第 2 号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては非開示とすることを定めている。

この趣旨は、基本的人権の尊重という観点から、プライバシーの権利の保護を図ろうとするものであり、原則公開を基本理念とする本条例においても、個人に関する情報については、本号ただし書に該当する場合を除き、非開示とするものである。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件公文書 1 に記載されている温泉採取者と本件公文書 2 に記載されている温泉掘削許可の申請者は、いずれも温泉掘削等許可台帳に記録されているものであるが、必ずしも同一の者とは限らないことから、別個の情報として、それぞれ判断することとした。

ア 本件公文書 1

本件公文書 1 に記載されている情報のうち、温泉採取者の中で、個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報である。

したがって、温泉採取者のうち、個人の氏名及び住所は、いずれも、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、温泉採取者は、法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている状態にあるとは認められないことから、同号ただし書イに

は該当しないものと認められる。

イ 本件公文書 2

本件公文書 2 に記載されている情報のうち、温泉掘削許可の申請者の中で、個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報である。

異議申立人は、温泉の掘削は、掘削地点の周辺の住民やその知人など、多くの人が知っている情報であり、開示すべきであると主張しているが、特定の関係者が掘削の事実を知っているということをもって、何人でも知り得る状態にあるということにはならないものである。

しかしながら、温泉掘削許可等の申請内容について審議する県自然環境保全審議会温泉部会は、審議結果として、温泉掘削許可等の申請者の氏名及び申請地を、法人等、個人の区分に関わりなく公表している。

このことから、温泉掘削許可の申請者の氏名については、慣行として公開されている情報であると認められる。

また、温泉掘削許可の申請者で個人の住所については、審議結果として公表されていないが、実施機関の説明によれば、当該審議会は何人でも傍聴することが可能であり、かつ、当該傍聴人に対しては、審議に付される資料と同一内容の資料が配付されているとのことである。すなわち、温泉掘削許可の申請者が個人である場合においても当該個人の住所氏名が記載された資料が配付されているとのことであり、これは何人でも知り得る状態にあるものと考えられる。

このことから、温泉掘削許可の申請者の住所については、慣行として公開されている情報であると解さざるを得ないとする。

したがって、温泉掘削許可の申請者のうち、個人の氏名及び住所については、法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報として、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当するものと認められる。

(3) その他異議申立人の主張について

異議申立人は、ボランティア利用であるから、個人情報であっても開示すべきであると主張している。

公文書開示制度においては、公文書の開示決定等の判断は、開示請求に係る公文書中に記載された情報が、条例で規定されている非開示情報に該当するか否かでなされるものであり、その利用目的によって判断が左右されるものではなく、異議申立人の主張は認められないものである。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年11月2日	・ 諮問
平成18年11月16日	・ 実施機関の開示決定等理由説明書の受理
平成18年12月18日 (第196回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成19年4月26日 (第200回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成19年5月21日 (第201回審査会)	・ 異議申立人の口頭意見陳述 ・ 審議
平成19年6月28日 (第202回審査会)	・ 審議
平成19年7月20日 (第203回審査会)	・ 審議
平成19年8月21日 (第204回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
佐 藤 千 鶴 子	公認会計士	会長職務代理者
塚 本 純	宇都宮大学教授	会 長
野 澤 不二夫	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
水 沼 富美男	(株)栃木放送代表取締役	